附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○法務省令第十号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の一部の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

法務大臣　山下　貴司

出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［別紙様式第13号第2面～第16面　略］

別紙様式第１４号（第１７条関係）

表　面

身分証明書　　第　　号

写　真

契印

官　職
氏　名
生年月日

上記の者は，債権管理回収業に関する特別措置法第２２条第１項に規定する立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

交付日　　年　月　日
（　　年　月　日まで有効）

法務省大臣官房司法法制部長　　印

裏　面

注　意　事　項

１．この証明書は，検査の際に必ず携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。
２．この証明書は，他人に貸与し，預け入れ，又は譲り渡してはならない。
３．この証明書を破損し，又は紛失したときは，直ちに発行者に届け出なければならない。
４．新たな証明書の交付を受けたとき，退職若しくは転職したとき，又は検査に従事しなくなったときは，直ちにこの証明書を発行者に返還しなければならない。
５．官印のないもの及び写真に契印のないものは無効とする。

注　用紙の大きさは，日本産業規格Ｂ列８番（６４×９１㎜）とすること。

［別紙様式第13号第2面～第16面　同上］

別紙様式第１４号（第１７条関係）

表　面

身分証明書　　第　　号

写　真

契印

官　職
氏　名
生年月日

上記の者は，債権管理回収業に関する特別措置法第２２条第１項に規定する立入検査又は質問を行う職員であることを証明する。

交付日　　年　月　日
（　　年　月　日まで有効）

法務省大臣官房司法法制部長　　印

裏　面

注　意　事　項

１．この証明書は，検査の際に必ず携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。
２．この証明書は，他人に貸与し，預け入れ，又は譲り渡してはならない。
３．この証明書を破損し，又は紛失したときは，直ちに発行者に届け出なければならない。
４．新たな証明書の交付を受けたとき，退職若しくは転職したとき，又は検査に従事しなくなったときは，直ちにこの証明書を発行者に返還しなければならない。
５．官印のないもの及び写真に契印のないものは無効とする。

注　用紙の大きさは，日本工業規格Ｂ列８番（６４×９１㎜）とすること。